

日本赤十字九州国際看護大学における公的研究費不正に係る 調査等に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正又は不正の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において公的研究費とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づき配分される研究資金をいう。

2 この規程において「不正」とは研究活動における不正行為、実態を伴わない謝金、給与又は旅費の請求、架空請求による業者への預入金等、本学の規程及び法令等に違反して公的研究費等を使用する不正使用をいう。

3 この規程において研究者等とは、本学の非常勤を含む教員、事務職員およびその他の本学の公的研究費の運営・管理に関わるすべての者をいう。

(通報等の受付)

第3条 公的研究費に係る不正行為及び不正使用に関する通報（告発を含む。）に対応するため日本赤十字九州国際看護大学公的研究費管理規程第12条に定める「通報窓口」を設置し、研究倫理審査委員会及び事務局総務課（以下、「通報窓口」という。）が担当する。

2 通報の方法は、電子メール、書面、電話、FAX、面談の何れかによるものとし、原則として当該申し立て者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の実態及び内容が明示されたものを受理する。この場合において、当該通報者に対して本規程に規定する通知、報告は通報窓口を通じて行う。

3 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正の実態及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り受理する。この場合において、当該通報者に対して本規程に規定する通知、報告は行わない。

4 通報窓口は、通報者が特定されないように適切な措置を講じるものとする。

(報告等)

第4条 通報窓口に不正に関する通報があったときは、窓口担当は最高管理責任者及び統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に速やかに報告する。

2 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、通報窓口担当等の

通報を知る立場にある者は、通報内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

(不正調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、前条の報告を受けたときは、不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 委員会は委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、最高管理責任者をもって充てる。

4 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。また、調査委員には外部有識者を半数以上含むこととする。

(1) 委員長が指名する者

(2) 統括管理責任者

(3) コンプライアンス推進責任者

(4) 研究倫理審査委員長

(5) 弁護士・公認会計士等第三者的立場の者

5 第三者の調査委員は本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

6 調査委員会の任務は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研究の不正行為及び不正使用の疑義に関する予備調査及び本調査を行うこと。

(2) 前号の調査結果に基づく事実認定に関すること。

(3) その他対象となる事案に関する必要なこと。

7 調査委員会は、調査終了後、結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

8 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

9 調査委員会は、調査の実施にあたり、公平性及び中立性を確保しつつ、通報者、調査対象の研究者等、その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう配慮しなくてはならない。

(予備調査)

第6条 調査委員会は、当該通報の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。

2 調査委員会は通報を受けてから30日以内に、当該事案について本調査を実施するかどうかを、最高管理責任者に報告する。

3 最高管理責任者は、前項の結果を通報者並びに当該通報の対象となった教職員（以下

「被通報者」という。)に通知する。

- 4 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、公的研究費の資金配分機関に対して、調査方針、調査対象及び方法等について報告し、協議しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合においては、被通報者に対して、調査対象とされた公的研究費の支出を停止することができる。

(本調査)

- 第7条 予備調査の結果、通報がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。調査委員会は、本調査の実施の決定後、30日以内に本調査を開始する。
- 2 調査委員会は、調査開始後(予備調査を含む。)概ね120日以内に調査結果に基づき、不正の有無および内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の相当額等の調査結果を最高管理責任者に報告する。
 - 3 調査委員会は、認定を行うにあたり、あらかじめ被通報者に対し、調査した内容を通知し、意見を求めることができる。
 - 4 調査対象の被通報者は、調査内容の通知日から30日以内に調査委員会に意見を提出することができる。この場合において、被通報者から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、調査委員会は30日を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことができる。

(認定)

- 第8条 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、不正行為及び不正使用の有無について認定を行う。
- 2 最高管理責任者は、前項の結果を通報者並びに被通報者に通知する。

(異議申し立て)

- 第9条 被通報者及び通報者は、前条の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、本学が定める期間内(通知を受け取った日から14日以内とする。)に異議の申し立てを行うことができる。
- 2 異議申し立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、異議申し立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。
 - 3 調査委員会は速やかに再調査を行い、最高管理責任者はその結果を調査対象の研究者等に通知する。
 - 4 最高管理責任者は、第2項により再調査を実施しないことを決定したときは、その理由を異議申し立てした者及び調査委員会に通知する。

- 5 調査対象の研究者等は、前2項の決定に対して、再度異議申し立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第10条 調査委員会は、第9条による調査認定の通知後、調査対象の研究者等から異議申し立てがなく、その内容が確定したとき、若しくは前条第2項による異議申し立てに対し、同条第3項又は第4項の決定が行われた時は、報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

なお、当該結果については、理事長あてに併せて報告しなければならない。

(措置)

第11条 最高管理責任者は前条による報告に基づき、不正があったと認めたときは、その調査結果を通報者、被通報者に通知するとともに、関係機関に対しては、関係者の処分及び再発防止策等を加えて報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、被通報者に対して不正と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。

3 最高管理責任者は、本学の就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。

4 最高管理責任者は、本学と取引する業者が不正使用に関与している場合は、日本赤十字学園経理規程により取引停止等の処分を行う。

5 最高管理者は、前項の報告の結果、当該関係機関から不正に係る資金の返還命令を受けた時は、当該研究費を返還するものとする。

6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正の事実がなかったと認定された時は、その旨を通報者、被通報者に通知するとともに、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為等が無かった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(調査結果の公表)

第12条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為及び不正使用の事実があると認定したときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、通報の受付から210日以内に速やかに調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的資金等における管理等の状況及び再発防止策等含む最終報告書を配分機関に提出し公表する。

期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とし、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表する。また、現地調査にも応じる。

2 最高管理責任者は、不正行為及び不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重要な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中でであっても中間報告として公表することができる。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は総務課に置き、この事務を処理する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、経営会議の議を経て、最高管理責任者が行う。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年3月16日から施行する。